改正後

別表1 障害者総合支援法に基づく補装具の販売及び修理を行う事業者の基準

種目	種目内訳	業者の基準	確認書類
義肢装具	義手	①少なくとも3年以上の経験を有する技術者を配置していること	(1)義肢装具製作設備等調書
	義足	②義肢装具士を配置していること	(2)義肢装具士免許の写し
	下肢装具	(※複数の義肢装具士を配置していることが望ましい)	
	靴型装具	③作製及び修理に必要な施設、機械設備を有すること	
	体幹装具		
上肢装具 座位保持装置		 ①少なくとも3年以上の経験を有する技術者を配置していること	 (1)姿勢保持具取扱い調書
起立保持具		①少なくとも3年以上の経験を有する技術者を配置していること	(リ安労体付兵収扱い調査
		仏作衆及び修理に必安な傲微改順を作りること 	
座位保持椅子 頭部保持具			
		 修理又は作製が自社で行える業者の場合は少なくとも3年以上の経験	
車椅子		を有する技術者を配置し、作製又は修理に必要な機械設備を有するこ	(!)単 付
		と。自社で行えない業者の場合は製作業者と委託契約を締結している	
		ے۔	
電動車椅子		修理又は作製が自社で行える業者の場合は少なくとも3年以上の経験	(1)電動車椅子取扱い調書
		を有する技術者を配置し、作製又は修理に必要な機械設備を有することのなるできない業者の提及は制作業者は表現れた統律している。	
		と。自社で行えない業者の場合は製作業者と委託契約を締結していること。	
義眼		①技術者を配置していること	(1)義眼·眼鏡取扱調書
眼鏡		①作製及び修理に必要な機械設備を有すること	(1) (2) 高度管理医療機器等販売業許可証の写し
	遮光用	③少なくとも3年以上の営業実績を有すること	(2)同及自年区原版研号級兄未計引品の子に (コンタクトレンズの場合のみ)
	コンタクトレンズ		(3)事業所経歴書
	弱視用	」ペコンメントレンスの場合は同反区別(成品級元計可能の先刊をガー) いること	(0) 事未仍性准备
 補聴器	高度難聴用ポケット型	①少なくとも3年以上の経験を有する技術者を配置していること	 (1)補聴器取扱い調書
TH 4心 有百	高度難聴用耳かけ型	②作製及び修理に必要な機械設備を有すること	(参考資料)
	重度難聴用ポケット型	② 「表次 ひ	1
	重度難聴用耳かけ型	ペナラノエイト励去誌と補応备技能有もしNは講首去修丁有を配置して いることが望ましい。	① 総た補総格技能有調査会(基礎含む) 修了証 書の写し
	耳あな型(レディメイド)	」。 ゆこん 生のし。 ※全国補聴器専門店認定協会認定補聴器専門店認定店が望ましい。	②認定補聴器技能者証もしくは講習会修了証
	耳あな型(オーダーメイド)		(で) 応足性 応報 (の写し) (の写し) (の写し) (の写し) (の写し) (の写し) (の写し) (の言し)
	日導式ポケット型		3 認定補聴器専門店認定証書の写し
	骨導式眼鏡型		一切がた神秘が守り方がたは言い子に
人工内耳	人工内耳(修理)		
その他	歩行器	 少なくとも1年以上の営業実績を有していること	 (1)事業所経歴書
	歩行補助つえ	クないこの 千水工の 白木大幌で行していること 	(リヂネが性症音
	視覚障害者安全つえ		
		 少なくとも3年以上の営業実績を有していること	 (1)意思伝達装置取扱調書
	生皮牌古日用总心坛建装直 	ツゅヽc บo 牛以上の舌未天根で有していること 	
		1	(2)事業所経歴書